

平成 27 年（2015 年）6 月 5 日

各関係事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部  
障がい保健福祉部長

### 就労継続支援 B 型利用における支給決定の取扱いについて

日頃から、札幌市の障がい福祉行政にご理解とご協力をいただいておりますことにお礼を申し上げます。

平成 27 年 3 月 31 日付け札障第 6312 号により、就労継続支援 B 型（以下「B 型」という。）の経過措置廃止に伴う取扱いについて示しておりましたが、アセスメントの実施方法等の詳細は、国からマニュアルが示された時点で別途通知することとしておりました。

この度、国より就労アセスメント実施マニュアルが示されたことから、支給決定における取扱いを下記のとおり定めましたので、関係職員に周知くださいますようお願いいたします。

### 記

#### 1 事務手続き（区役所）

- (1) 以下のいずれにも該当しない者から B 型の利用相談があった場合、B 型と併せて就労移行支援の支給申請を受理する。
  - ア 就労経験（就労継続支援 A 型を含む。）がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
  - イ 50 歳に達している者又は障害基礎年金 1 級受給者
- (2) B 型の支給決定を保留し、就労移行支援の暫定支給決定を行う。
- (3) 暫定支給決定期間が満了する 14 日前までに就労移行支援事業所より就労アセスメントに係る事業者意見書（別添 1。以下「意見書」という。）の提出を受け、B 型利用の適否について判断し、B 型の支給決定を行う。

#### 2 関係機関の手続きの流れ

別紙のとおり。

就労移行支援事業所においては、暫定支給決定期間が満了する 14 日前までに支給決定区に意見書を提出すること。

### 3 留意事項

- (1) 暫定支給決定期間は、通常の就労移行支援と同様に支給有効期間の始期から当該日が属する月の翌月末までとします。
- (2) 就労アセスメントの実施に当たっては、就労アセスメント実施マニュアルに沿って行ってください。なお、標準的なアセスメント期間は1ヶ月としますが、期間の長短は個別に設定してください。
- (3) 就労アセスメントの結果は、就労移行支援事業所毎に任意の様式を用いて作成してください。
- (4) 就労アセスメントは、就労継続支援B型利用の「可否」を判定するものではありません。利用者の本来のニーズや就労の可能性に着目したアセスメントを実施してください。
- (5) 利用者が一般就労を希望しない場合でも、将来的に一般就労への意欲が向上する場合を考えて、就労支援機関や一般就労の事例等を紹介してください。
- (6) 就労アセスメントが終了していないなどの理由により意見書の提出が遅れる場合は、個別に区役所へ連絡してください。
- (7) 特別支援学校等卒業予定者における夏季・冬季の長期休暇の体験利用時は、利用可能日数が少ないことから、意見書の提出期限をサービス提供終了日から14日以内とします。また、効率的にアセスメントを進めるため、特別支援学校等から個別の支援計画等の情報提供を依頼するように努めてください。
- (8) サービス等利用計画書の提出などについては、他の支給申請と同様に取り扱うこととし、セルフプランの提出も認めることとします。

### 4 添付資料

- (1) 就労アセスメントに係る事業者意見書 . . . . . 別添1
- (2) 就労支援マニュアル . . . . . 別添2
- (3) 就労アセスメント実施マニュアル . . . . . 別添3

|   |
|---|
| 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目<br>札幌市障がい福祉課給付管理係 担当：石橋<br>TEL：011-211-2938 FAX：011-218-5181<br>E-mail：sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp |
|---|